

平成22年第5回（5月）

農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日 時 平成22年5月10日(木)
開 会10時00分 閉 会10時45分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館3階会議室

3. 出席委員

委員の定数 15名

出席委員数 14名

欠席委員数 0名

欠 員 1名

出席委員の氏名 是木 輝義、若山 善一、石丸 茂信、岡 万寿夫
梅林 陟、豊田 和義、和才 直俊、恒成 一治
是木 則幸、奥家 信弘、賀部 正直、守口 信義
瀬口 勝美、矢頭 道雄
事 務 局 赤尾 慎一

4. 議 案

議案第 9号 農地法第5条の規定による許可申請について
1件

議案第10号 議案第10号 農業経営基盤強化促進法改正に伴う市町村
基本構想の変更について
1件

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
4件

5. そ の 他

6. 農業委員会事務局職員

事務局員 赤尾 慎一

事務局 それでは、ただ今より平成22年第5回総会を開催いたします。開会に先立ちまして是木会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 挨拶（是木会長挨拶）
 ただいまから平成22年度第5回総会を開催いたします。
 本日は委員全員出席ですので、総会は成立しています。
 それでは、議事録署名人の指名をいたします。議事録署名人に矢頭道雄委員、守口信義委員のお二人を指名いたします。
 それでは、議事に入ります。「議案第9号、農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。本日は5条関係が1件出されています。事務局より説明をお願いいたします。

議案第9号

事務局 議案第9号整理番号1をご覧ください。
 農地法第5条の申請で使用貸借による転用です。申請人は、譲受人が本町別府地区のAさん、譲渡人が同じ本町別府地区のBさんです。申請地は別府〇〇〇番で地目は登記簿、現況共に畑です。農地区分はその他の区域となり、農業振興地域農用地区域外で、農地区分は第2種農地と判断されます。
 転用理由並びに施設概要についてご説明いたします。申請人のAさんの住宅用地とするもので、木造2階建てで建築面積65.42㎡、駐車場用地として35㎡です。2ページから5ページまでに位置図、字図、計画図を添付しています。1ページに戻りまして、資金計画等裏付け有、周辺の農地等に係る営農条件への支障無、排水・し尿処理の方法は合併浄化槽による処理で、排水放流承認済となっています。以上説明を終わります

会 長 それでは、地元委員の補足説明をお願いいたします。

地元委員は石丸委員です。よろしく申し上げます。

石丸委員　　本件については、申請人の住宅用地として転用したいとのことでありますが、他に適地がないことから今回申請地の転用申請をすることになった訳です。

会　長　　ただ今事務局並びに石丸委員より詳細に説明がありましたが、この件について質疑ございませんか。

瀬口委員　　入口の町道の巾はどの位あるのですか

石丸委員　　道幅は2 mより少し広いくらいです。以前この町道の拡幅計画が地区から話がでたこともあるのですが、話がまとまらず今に至っています。また、石丸さん本人が、入口の農地を買って道幅を広くする計画を持っているようで、それも転用申請すると聞いています。

事務局　　申請者からその件については相談を受けていますが、分筆等で今回の申請には間に合わなかったとの事で、6月の農業委員会には申請すると伺っています

会　長　　他に質疑はありませんか

各委員　　質疑なし

会　長　　それでは、この件につきまして承認することにご異議はございませんか。

各委員　　異議なし

議案第10号

会　長　　では、議案第9号に関しましては承認することと決めます。

では次に議案第10号「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想にかかる意思決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案第10号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）」についてですが、別添基本構想案の主な変更点についてご説明いたします。資料として今回一部見直しをする基本構想案と平成18年8月に策定した基本構想との新旧対照表を添付しています。

今回の変更の目的は、平成21年6月に改正農業経営基盤法が公布され、同年12月15日に施行されたことに伴い、福岡県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針が変更されました。市町村が策定する基本構想は県の基本方針変更後3ヶ月以内に変更する必要があることから、法や基本方針を踏まえて変更するものであり、今回の変更点としては法の一部改正に伴った箇所の見直しを行うものです。

主な変更点としてまず1つ目は、「農地利用集積円滑化事業」が新設されました。内容は農地所有者から農地の貸付等について委任を受けて、その者に代理して貸付等を行う農地所有代理事業等からなる農地利用円滑化事業が新たに新設され、それに伴い、市町村段階での農地保有合理化事業の規定が廃止されました。

次に2つ目は「遊休農地の農業上の利用の増進に関する措置」に関する規定が廃止されました。これは遊休農地に関する措置に関する規定が農地法に新設されたことによるものです。これに伴い、遊休農地の農業上の利用の増進に関する措置が削除されました。

3つ目として、特定法人貸付事業の実施に関する規定が廃止されました。これは農地法が改正され、農業生産法人以外の法人でも一定の要件を満たせば、全ての農地について貸借が出来るようになりました。これにより特定法人貸付事業の実施が削除されました。

4つ目として利用権の設定等を受ける者の要件の変更等がされ、農地法改正によって農作業に常時従事しない個人や農業生産法人以外の法人でも一定の要件を満たせば、全ての農地について貸借ができるようになりました。これと整合性をとるため

に、農用地利用集積計画による利用権の設定等を受ける者の要件が変更されました。また、共有農地について、農用地利用集積計画による5年を超えない利用権の設定又は移転を行う場合は、2分の1を超える共有部分を有する者の同意で足りるようになりました。

以上が今回の農業基盤整備強化促進改正に伴う市町村基本構想の変更点です。

本日の総会で農業委員会の意志決定をしていただきますが、JA福岡豊築にも意見照会をします。その後県知事と協議し、知事の同意を得て基本構想が変更となります。

会 長 事務局より説明がありました。では、ただ今より質疑を受けたいと思います。質疑がある方は挙手でお願いします。

各委員 質疑なし

会 長 それでは、この件につきましてご異議ございませんか。

各委員 異議なし

会 長 では、議案第10号につきましては原案のとおり決定させていただきます。

報告事項

会 長 では次に、報告事項として「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局 相続などで農地を取得した場合、農業委員会への届出は不要でしたが、改正農地法により、相続等の農地法の許可を要しない権利取得について農業委員会が把握できるようにし、届出のあった農地等が適正で効率的に利用されることを目的として、農業委員会にその旨を届出することが義務となりました。届出は農地の取得日からおおむね10ヶ月以内とし、届出をし

なかったり、虚偽の届出をすると罰則規程（10万円以下の過料）があります。

ただし、この届出は農業委員会が把握するためのもので、権利取得の効力が発生するものではなく、権利移動は相続登記など正式な手続きが必要となります。今回は4件の届出がされたことを報告いたします。以上で説明終わります。

会 長 事務局より報告がありました。この件に関しましては、報告事項ということですが、皆様方よりなにか質疑はございますか。

各委員 質疑なし

会 長 質疑がないようでありますので、議事についてはこれで終わりたいと思います。次にその他の項に移ります。事務局何かございますか。

事務局 特にはございません。

会 長 委員の皆さんでないかございましたらお願いいたします。

各委員 質疑等なし

会 長 ないようでしたら、次回の委員会の日程ですが、事務局お願いいたします。

事務局 次回の委員会の日程ですが、定例日は毎月10日となっておりますが次回総会は10日（木）でよろしいでしょうか。

会 長 皆さんの都合はいかがでしょうか。
では、6月10日（木）午前10時から予定したいと思います。

会 長 それでは、これをもちまして委員会を終了いたします。
皆様、お疲れ様でした。

10時45分 閉会